

教 高 第 495 号  
令和 6 年 5 月 10 日

宮部 龍彦 様

新潟県教育委員会  
(公印省略)

弁明書の送付及び反論書等の提出について

令和 5 年 8 月 15 日にあなたから提出された、行政文書部分公開決定処分（令和 5 年 7 月 21 日付け教高第 721 号）に対する審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項において読み替える同法第 29 条第 5 項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

また、行政不服審査法第 30 条第 1 項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合には令和 6 年 5 月 31 日までに、同法第 32 条第 1 項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には令和 6 年 5 月 31 日までに、それぞれ提出してください。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、新潟県情報公開条例第 21 条第 4 項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについてのあなたの意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審査会の判断が、あなたの意見と異なる場合があることを御承知おきください。

反論書提出先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1  
新潟県教育庁 高等学校教育課 指導第 2 係

教 高 第 1717 号  
令和 6 年 3 月 22 日

新潟県教育委員会  
(公印省略)

## 弁 明 書

### 1 事件の表示

神奈川県座間市緑ヶ丘 6 - 1 - 23 - 102、宮部龍彦氏（以下「請求人」という。）から令和 5 年 8 月 15 日付けで提起された行政文書部分公開決定処分（令和 5 年 7 月 21 日付け教高第 711 号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求

### 2 審査請求に至るまでの経緯

- (1) 令和 5 年 2 月 7 日、新潟県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、請求人からの「行政文書公開請求書」（以下「本件請求書」といい、本件請求書に係る請求を「本件請求」という。）を受け付ける。
- (2) 令和 5 年 2 月 21 日、実施機関は、令和 5 年 2 月 21 日までの公開決定期間について、公開決定の期限を同年 4 月 7 日まで延長する「決定期間延長通知書」を請求人に送付する。
- (3) 令和 5 年 3 月 20 日、実施機関は、本件請求に係る対象文書に情報が記載されている部落解放同盟新潟県連合会（以下「連合会」という。）に対し、公開について支障があるか否か意見を聴取するため、「意見照会書」を送付する。
- (4) 令和 5 年 3 月 27 日、実施機関は、連合会から、上記「意見照会書」に対する回答として、公開に支障がある旨の「意見書」を受け付ける。
- (5) 令和 5 年 4 月 7 日、実施機関は、上記(2)で通知した公開決定の期限を同年 7 月 7 日まで延長する「決定期間特例延長通知書」を請求人に送付する。
- (6) 令和 5 年 7 月 7 日、実施機関は、上記(5)で通知した公開決定の期限を同月 21 日まで延長する「決定期間特例延長通知書」を請求人に送付する。
- (7) 令和 5 年 7 月 21 日、実施機関は、本件請求のあった文書を一部公開することとして本件処分を行い、「行政文書部分公開決定通知書」及び公開範囲を示した理由書を請求人に送付し、連合会に対しては「公開決定に係る通知書」、公開範囲を示した理由書及び連合会に係る情報が含まれる対象文書を送付する。

- (8) 令和5年7月31日、連合会から、実施機関が本件処分において公開を予定する部分について、その一部を非公開とすべきであるとして「審査請求書」が提出され、実施機関は同日、審査庁として同請求書を受け付ける。
- (9) 令和5年7月31日、連合会から、本件処分の執行の停止を求める「執行停止申立書」が提出され、実施機関は同日、審査庁として同申立書を受け付ける。
- (10) 令和5年8月4日、実施機関は、連合会の申立てを受けて執行停止を行うこととし、「執行の停止について（通知）」を請求人に送付し、あわせて「執行停止の申立てに対する決定について（通知）」を連合会に送付する。
- (11) 令和5年8月15日、請求人から、上記(8)の審査請求への参加を求める「参加人参加許可申請書」が実施機関に提出される。
- (12) 令和5年8月15日、請求人から、本件処分に対する「審査請求書」が提出され、実施機関は同月17日、審査庁として同請求書を受け付ける。

### 3 審査請求の趣旨

次の裁決を求める。

(ア) 本件処分を取り消す。

(イ) 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する部分を除き、本件請求に係る文書を公開する。

### 4 審査請求の理由及びこれに対する弁明

#### (1) 審査請求の理由

審査請求書に記載された審査請求の理由については、単にこれまでの経緯等が記載されている部分もある。

本件処分により非公開とされる部分を請求人が公開すべきと主張する理由は、以下の部分であると考えられるため、当該部分を引用する。

「審査請求人が独自に保有している（ア）から（オ）の文書によれば、その内容には平成30年6月に自死した県立荒川高校の3年生の生徒に関連して、連合会による県立高校に対する「確認会」に係る文書が含まれていることが明らかである。特に添付資料（エ）によれば、先述の生徒の親族が「部落出身」である等の情報が県立高校職員によって連合会に漏洩している。また、他の資料によれば、同様の生徒・児童のプライバシーが連合会に継続的に漏洩してきたことがうかがえる。これらの事実は、地方公務員法第34条に違反する疑いもある。

また、（カ）の通り、「確認会」は法務省人権擁護局から「同和問題の啓発には適さない」との見解が出されているものである。

処分庁は非公開部分が公開条例第7条6号に該当する理由として「信頼関係が

損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というが、連合会と処分庁の不適切な関係により、違法な情報収集が行われているため、法的保護に値するような事務又は事業とは言えず、非公開の理由とすることは相当ではない。

以上の理由から、請求の趣旨の通りの採決を求める。」

(2) これに対する弁明

本件処分は、「令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書」及び「令和2年以降の、部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書」の公開を求める請求に対し、対象となる文書を特定し、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び第6号（事務又は事業に関する情報）に該当する情報を除き、文書の一部を公開する処分を行ったものである。

このうち、第6号に該当するとして実施機関が非公開としたのは、「部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会」及び「部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議」（以下、「確認会等」という。）の内容に関わる部分である。確認会等とは、新潟県立高校において、同和教育の観点から差別事象が疑われる事案が発生した場合に、当該学校の関係者や実施機関、連合会等が集まり、その原因を究明し、再発防止のための改善策を協議する会であり、取り扱う事柄は、差別や人権という繊細で配慮の必要な内容である。事案が発生した原因を究明するためには、出席者が生徒の心情や背景、プライバシー等を深く掘り下げたり、思想・信条など踏み込んだ発言をすることが必要な場合もあるが、会議内容の公開が前提となると、出席者の踏み込んだ発言が抑制され、会議の目的を果たすことができなくなるおそれがある。このような理由から、実施機関、連合会のいずれも、会議内容は公開しないとの認識であり、これを公開した場合は、実施機関と連合会との信頼関係が損なわれる。

また、新潟県教育振興基本計画に示すように、実施機関では、児童生徒に同和問題についての正しい認識と確かな人権感覚を身に付けさせるための授業づくりや、教職員が同和教育を中核にした人権教育の着実な実践に取り組めるよう、各学校における校内研修や差別の現実学ぶ現地研修を促進している。さらに、新潟県人権教育基本方針を改定し、「差別の現実を学ぶこと」を示してきた。これは、被差別地域に実際に居住していた人々など被差別の当事者の思いに耳を傾けることをとおして、生徒等が差別をなくするために具体的に行動できる態度を育むことをねらいとしたものである。人権教育、同和教育を推進していくためには、教職員や生徒が被差別の当事者から学ぶことが大切であり、実施機関は、講師招聘等において、連合会の協力を得る必要がある。仮に連合会との信頼関係が損なわれ、協力を得ることが難しくなれば、人権教育、同和教育の推進という事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことになる。

以上の理由から、部分公開決定を行ったものである。

なお、請求人は、県立高校の職員から連合会に児童・生徒のプライバシーに関する情報が継続的に漏洩していたり、連合会において違法な情報収集が行われており、法的保護に値するような事務ではないとの主張をしているが、実施機関においてそのような事実があることは承知していない。

また、請求人は、法務省人権擁護局の通知において、いわゆる確認・糾弾会が同和問題の啓発には適さない旨の見解が出されていることを主張しているが、そのことが会の内容を公開しなければならないということに直接つながるものではない。

なお、本件文書は条例第7条第2号及び第6号に該当する部分を非公開とする部分公開決定をしており、公開する部分は、条例第7条各号のいずれにも該当しない。

以上の理由から、原処分は違法又は不当な点はない。